

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 24 回 国家による自由 (1)

1. 国務請求権

- ・ 古典的な受益権（国務請求権）として、日本国憲法は、請願権（16 条）、国家賠償請求権（17 条）、裁判を受ける権利（32 条）、刑事補償請求権（40 条）の 4 つを規定している。

2. 生存権

- ・ 25 条 1 項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、続く 2 項では、生存権の具体化について、国に努力義務を課している。
- ・ 生存権の法的性格については、25 条は、個々の国民に対して具体的な権利を保障したものであるのではなく、国民の生存を確保すべき政治的義務を国家に課しているにすぎないという見解と、25 条は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むのに必要な立法を要求できる法的権利を保障し、そのような立法を行う法的義務を国家に課しているという見解とが対立している。後者はさらに、生存権の内容は抽象的で不明確であるから、25 条を直接の根拠として立法や行政の不作为の違憲性を裁判で争うことはできないが、生存権を具体化する法律があれば、その法律に基づく裁判の中で 25 条違反を主張できるという見解と、生存権の内容は、行政権を拘束するほどには明確ではないが、立法府を拘束するほどには明確であるので、生存権を具体化する法律がない場合（法律があっても、生存権の具体化が十分になされているとはいえない場合も同様である）には、立法不作为の違憲性を裁判で争うことができるという見解とに分けられる。

○ 朝日訴訟最高裁判決（最大判昭和 42 年 5 月 24 日民集 21 卷 5 号 1043 頁）

肺結核のため国立岡山療養所に入所していた X（朝日茂）は、単身・無収入であったため、生活保護法に基づく生活扶助と医療扶助を受けていたところ、1956（昭和 31）年 8 月以降、実兄から送金を受けることとなった。そこで、津山市社会福祉事務所長は、生活扶助を廃止し、医療扶助を減額する保護変更決定をしたが、これに対して、X は、低い生活扶助基準が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するには足りない違法なものであると主張して、不服申立てを行った。それに対する厚生大臣による却下の裁決について、X は、その取消しを求めた（X は上告したが、判決を待たずに、1964（昭和 39）年 2 月に死亡したので、相続人（X の養子夫妻）が訴訟承継を主張した）。

最高裁判所は、生活保護受給権は一審専属的な権利であり、相続の対象とはならず、X の死亡により訴訟は終了すると判示した。そして、「なお、念のため」として、(1) 日本国憲法 25 条 1 項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうるよう国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に具体的な権利を付与したのではなく、(2) 何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかの判断は、厚生大臣の合目的な裁量に任されており、ただし、(3) 現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなど、憲法や生活保護法の趣旨・目的に反し、裁量権の逸脱・濫用がある場合には司法審査の対象になるとしたうえで、本件保護基準の設定に厚生大臣の権限の逸脱・濫用はないと述べた。

○ 堀木訴訟最高裁判決（最大判昭和 57 年 7 月 7 日民集 36 卷 7 号 1235 頁）

全盲の視覚障害者 X（堀木フミ子）は、離別した内縁の夫との間の子を養育していた。X は、1970（昭和 45）年 2 月、Y（兵庫県知事）に対して、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当（母子家庭の子のために母に対して支給する金銭給付）の受給資格についての認定を請求したところ、Y は、X が国民年金法 56 条（当時）に基づく障害福祉年金（障害者に対する無拠出制の年金で、障害基礎年金の前身）を受給していたため、併給調整規定（改正前の児童扶養手当法 4 条 3 項 3 号）により資格がないものとして、これを却下した。そこで、X は、この併給調整規定が日本国憲法 14 条、25 条等に違反し無効であるとして、却下処分取消しなどを求めた。

最高裁判所は、健康で文化的な最低限度の生活の具体的内容は、その時々の文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、また、生存権の具体化にあたっては、国の財政事情を無視することはできず、複雑多様で高度に専門技術的な考察とそれに基づく政策的判断を必要とするとして述べたうえで、生存権の具体化は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用である場合を除き、裁判所の審査の対象とはならないと判示した（X の請求を棄却した）。

Quiz

Q24-1 国務請求権に関する次の記述のうち、最も適当なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による）。

1. 国務請求権とは、国家による行為を請求する権利であり、受益権や人権を確保するための基本権などと呼ばれるものであるが、伝統的には社会権に分類される権利である。
2. 請願権（憲法 16 条）とは、国又は地方公共団体の機関に対して、その職務に関する希望を述べる権利であり、請願を受けた国又は地方公共団体の機関は、これを受理し、採択をする義務を負うが、何らかの施策を行う義務までを負うものではない。
3. 裁判を受ける権利（憲法 32 条）の「裁判」とは、憲法 82 条が定める公開・対審・判決という原則が保障される訴訟事件の裁判に限らず、家庭裁判所で行われる家事審判のような非訟事件の裁判も含まれると解されている。
4. 国家賠償請求権（憲法 17 条）は、「法律の定めるところにより」賠償を求めることができる権利であるが、判例は、郵便物の亡失等につき損害賠償責任を過剰に制限・免除していた郵便法の規定について、立法裁量の範囲を逸脱するものとして、違憲であるとした。
5. 刑事補償請求権（憲法 40 条）は、抑留又は拘禁された被告人について、無罪の裁判があった場合に、国に対し、補償を求めることができる権利であるが、この刑事補償請求権を具体化した刑事補償法は、官憲の故意・過失を要件としている。

（平成 25 年度裁判所職員採用試験）

Q24-2 生存権に関する次の A 説～C 説についてのア～エの記述の正誤の組合せとして、最も適当なのはどれか。

- A 説：憲法第 25 条第 1 項は、国民の生存を確保すべき政治的・道義的義務を国に課したにとどまり、個々の国民に対して具体的権利を保障したものではない。
- B 説：憲法第 25 条第 1 項は、国に立法・予算を通じて生存権を実現すべき法的義務を課している。
- C 説：憲法第 25 条第 1 項は、国に対する具体的な権利を定めたものである。
- ア. A 説を前提にしても、健康で文化的な最低限度の生活を積極的に侵害するような国の具体的措置については違憲無効を主張しうる。
- イ. B 説を前提にすれば、憲法第 25 条第 1 項が法律により具体化されていない場合であっても、生存権侵害を理由として憲法違反を主張できる。
- ウ. C 説を前提にすれば、生存権を具体化する立法がなされていない場合に、立法不作為の違憲確認訴訟を提起することが可能である。
- エ. C 説を前提にしても、直接、国に対し、憲法第 25 条第 1 項に基づいて具体的な生活扶助の請求をすることはできないと解することは可能である。
1. アー正 イー誤 ウー正 エー正
 2. アー正 イー誤 ウー正 エー誤
 3. アー正 イー正 ウー誤 エー誤
 4. アー誤 イー正 ウー正 エー正
 5. アー誤 イー正 ウー誤 エー正

（平成 20 年度裁判所事務官採用試験）